



## 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正があり、減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税（償却資産）においては、平成21年度分から、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、所有する該当資産について、改正後の耐用年数表に基づき申告していただくことになります。

なお、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、取得当初から耐用年数を修正する場合と評価計算が異なります。

### <評価額の算出について>

#### ア 一般方式の場合

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産について申告される場合、平成24年度の評価額は、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出します。

#### イ 電算処理方式の場合

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産については、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して、平成24年度の評価額を算出してください。評価額の算出方法については、[「平成24年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き（PDF）」](#)（以下「申告の手引き」という。）の18ページをご参照ください。

### <耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産の記載方法>

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産について、今年度から初めて申告される場合には、耐用年数省令の改正の適用に関する記載が必要です。

#### ア 一般方式の場合

種類別明細書（減少資産用）に耐用年数省令の改正の適用に関する記載（「耐年改正」欄に「○」等）をしてください。取得当初から耐用年数を修正する場合と評価計算が異なるため、必ず記載をお願いします。詳しくは、[「申告の手引き」](#)の16、17ページをご参照ください。

なお、増加事由が申告もれ又は移動で、取得年月が平成19年12月以前の資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載する場合は、[「申告の手引き」](#)の14、15ページをご参照ください。

#### イ 電算処理方式の場合

種類別明細書（増加資産・全資産用）に、耐用年数を変更したことがわかるような記載をお願いします（例：該当資産の「摘要」欄に「省令改正による」と記載）。

なお、平成21年度から平成23年度までの申告で、耐用年数を変更した資産についても、可能な場合は種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載をお願いします。

### 電子申告をご利用になる方へ

eLTAXでは、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合と、取得当初から耐用年数を修正する場合とをシステム上区別することができないため、一般方式（申告区分「増加資産／減少資産申告」等）により申告された場合は、直接東京都の電算システムに取り込むことができません。そのため、できるだけ電算処理方式（申告区分「全資産申告（電算処理分）」等）により申告していただくようお願いします。